

報告第一号

令和三年第三回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和三年九月十日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

教委教改第877号  
令和3年9月3日

大分県知事 広瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会  
教育長 岡本 天津 男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和3年9月1日付け財第282号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

(公印省略)



財 第 2 8 2 号  
令和 3 年 9 月 1 日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

## 記

### 1 議案名

- ・令和 3 年度大分県一般会計補正予算（第 9 号）関係部分
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- ・物品の取得について
- ・令和 2 年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定の関係部分

### 2 議案提出県議会

令和 3 年第 3 回定例会

第74号議案

## 令和3年度 大分県一般会計補正予算（第9号）

令和3年度大分県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,131,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,383,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年9月8日提出

大分県知事 広瀬 勝貞

(6)

## 線 越 明 許 費

第 2 表

款	項	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費			千円 6,014,000
	3 農 地 費		1,497,000
		基幹水利施設保全対策事業費	19,000
		農業水利施設保全合理化事業費	120,000
		小水力発電施設整備事業費	77,000
		水田畑地化推進基盤整備事業費	32,000
		経営体育成基盤整備事業費	344,000

	農村振興総合整備事業費	11,000
	中山間地域総合整備事業費	144,000
	演習場周辺障害防止対策事業費	138,000
	耕地災害復旧関係受託事業費	358,000
	防災ダム整備事業費	52,000
	ため池調査計画事業費	72,000
	防災重点農業用ため池整備事業費	115,000
	海岸保全事業費	15,000
4	林業費	1,840,000
	森林管理道開設事業費	42,000
	復旧治山事業費	819,000
	予防治山事業費	665,000
	林地荒廃防止事業費	126,000

( 8 )

	集落水源山地整備事業費		90,000
	山地防災力強化総合対策事業費		48,000
	地すべり防止事業費		50,000
5	水産業費		2,677,000
	沿岸漁場基盤整備事業費		303,000
	種苗生産施設整備事業費		1,574,000
	水産流通基盤整備事業費		170,000
	水産生産基盤整備事業費		100,000
	漁港施設機能強化事業費		190,000
	地方創生港整備推進交付金事業費		340,000
8	土木費		12,150,000
	2 道路橋梁費		5,250,000

	(単) 道路防災事業費	110,000
	(単) 道路施設補修事業費	190,000
	(公) 交通安全事業費	420,000
	(公) 道路防災事業費	270,000
	(公) 道路施設補修事業費	1,230,000
	(公) 道路改良事業費	2,300,000
	(単) 道路改良事業費	675,000
	道路関係受託事業費	30,000
	(単) 橋梁整備事業費	25,000
3 河川海岸費		4,851,000
	(単) 河川海岸改良事業費	90,000
	(単) 緊急河床掘削事業費	35,000
	(公) 広域河川改修事業費	770,000



( 10 )

	(公) 河川緊急情報基盤整備事業費	16,000
	(公) 河川災害関連事業費	80,000
	(公) 治水ダム建設事業費	1,445,000
	(公) ダム情報基盤総合整備事業費	25,000
	河川施設災害防止緊急対策事業費	360,000
	河川関係受託事業費	260,000
	災害関係受託事業費	70,000
	(公) 津波危機管理対策緊急事業費(河川課分)	25,000
	(公) 津波危機管理対策緊急事業費(港湾課分)	50,000
	(単) 砂防改修事業費	50,000
	(単) 急傾斜地崩壊対策事業費	150,000
	(単) 砂防施設再生事業費	10,000
	(公) 通常砂防事業費	120,000

	(公) 火山砂防事業費	175,000
	(公) 特定緊急砂防事業費	10,000
	(公) 地すべり対策事業費	50,000
	(公) 急傾斜地崩壊対策事業費	385,000
	(公) 砂防施設緊急改築事業費	155,000
	(公) 砂防災害関連事業費	110,000
	砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費	410,000
4	港 湾 費	1,210,000
	(公) 重要港湾改修事業費	270,000
	(公) 地方港湾改修事業費	890,000
	(公) 港湾改修統合事業費	50,000
5	都 市 計 画 費	789,000
	(単) 街路改良事業費	70,000

( 12 )

		(公) 街路改良事業費	680,000
		(公) 県営都市公園長寿命化対策事業費	39,000
	6 住 宅 費		50,000
		県営住宅ストック活用推進事業費	25,000
		(公) 既設県営住宅改善事業費	25,000
10 教 育 費			316,000
	4 高 等 学 校 費		270,000
		高等学校施設整備事業費	270,000
	5 特 別 支 援 教 育 費		46,000
		支援学校施設整備事業費	46,000
合 計			18,480,000

第七十六号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月八日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条の二第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

第六条の表の第二十四条第五項の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

別表第一中三の項を削り、二の項を三の項とし、一の三の項を二の項とする。

別表第二の一の項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、同表の二の項の特定個人情報欄第二号中「療育手帳」の下に「（児童相談所（児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所をいう。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害であると判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）」を加え、同表の十六の項の特定個人情報の欄を次のように改め、同項を同表の十九の項とする。

- 一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
- 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
- 三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

別表第二の十五の項の次に次のように加える。

十六 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
-------	--------------------------------	-----------------------

	に関する事務であつて規則で定めるもの	
十七 知事	高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
十八 知事	高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第四の六の項の特定個人情報の欄を次のように改める。

一 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
二 就学支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの

別表第四の七の項の特定個人情報の欄中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
- 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第四中八の項を十の項とし、七の項の次に次のように加える。

八 教育委員会	高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
九 教育委員会	高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある、並びに同法第九条第

二項に基づく個人番号の利用及び同法第十九条第十一号に基づく特定個人情報の提供に  
し必要な事項を定めたいので提出する。

( ■ )

第八十二号議案

大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について

大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和三年九月八日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例（平成四年大分県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

施設の老朽化、利用者の減少等により、大分県マリンカルチャーセンターを廃止したいので提出する。

( ■ )

第八十五号議案

物品の取得について

次のように物品を取得することについて、大分県県有財産条例（昭和三十九年大分県条例第二十八号）第二条の規定により、議決を求める。

令和三年九月八日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 取得物品 3Dプリンター及び3Dスキャナー一式
- 二 取得予定金額 一億三千二十二万八千円
- 三 相手方 大分市大字宮崎四百十六番地  
株式会社エムツィアイ  
代表取締役 村井英明

理 由

県立学校において使用する教育用3Dプリンター等として取得したいので提出する。

( ■ )



第九十号議案

令和二年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について

令和二年度大分県一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三條第三項の規定により、大分県監査委員の意見を付けて、その認定を求める。

令和三年九月八日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

( ■ )

## 第76号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

教育財務課

## 1 改正内容

マイナンバー法改正に伴い、マイナンバーを利用して取得できる情報に生活保護関係情報が追加されたため、関連する県独自利用事務についても、生活保護関係情報を追加する。

- ・マイナンバーの利用は、社会保障・税・災害分野に限定されており、番号法にその具体的な事務（法定事務）を規定。
- ・各地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についても、条例に事務を規定することで、マイナンバーの利用が可能。

## 2 改正理由

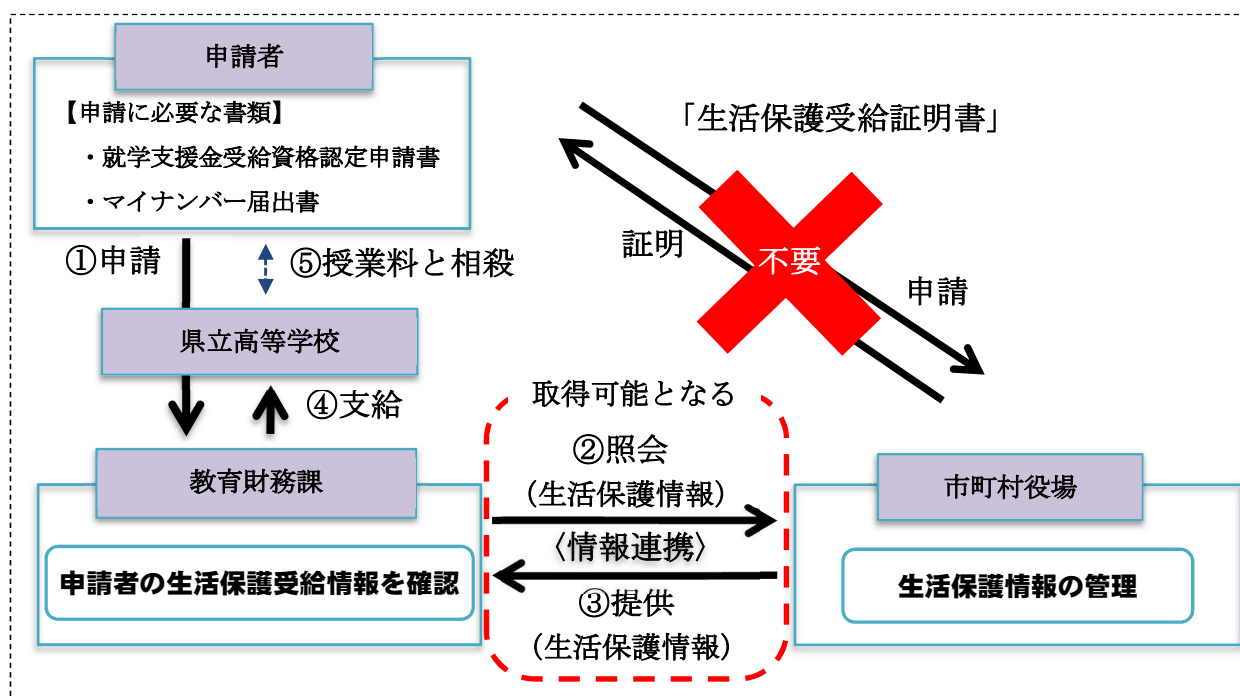
「高等学校等就学支援金」、「学び直し支援金」、「専攻科修学支援金」、「奨学給付金」の事務について、これまで地方税情報及び住民票情報の提供により添付書類削減を図ってきたが、生活保護世帯については、非課税で地方税の課税情報が取得できないため、別途、「生活保護受給証明書」を提出する必要があった。

今回の改正により、生活保護受給情報の取得が可能となったことから、生活保護世帯の「生活保護受給証明書」の提出が不要となり、申請者の負担軽減が図られる。

## 3 施行期日

公布の日

【高等学校等就学支援金（生活保護世帯）の例】



## 第82号議案

**大分県マリカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について**

## 1 大分県マリカルチャーセンターの概要

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定等に基づき、社会教育施設として位置付け。
- 昭和57年大分県が策定した「マリノポリス基本構想」に基づき、海洋レジャー観光推進の中核的施設として建設、平成4年4月開館。
- 平成29年度第3回行財政改革推進委員会「指定管理終了後の利活用は、売却・貸付とする」と定めて、平成30年4月より休館。

## 2 経緯

- ①民間事業者等からの利活用策の公募（平成29年2～5月） → 応募者なし
- ②民間事業者等への施設紹介（上記①の公募以降）
  - 26者に紹介したが、具体的な利活用策は提示なし
- ③地権者である佐伯市に「今後の取扱いに係る市の意見」の照会（令和3年6月）
  - 地上権契約期間：令和4年3月31日まで
- ④佐伯市の回答（令和3年8月）
  - 【照会事項1】佐伯市によるマリカルチャーセンターの利活用の有無について
    - 佐伯市は、マリカルチャーセンターを利活用しない。
  - 【照会事項2】照会事項1の回答に伴う建物等の取扱いに関する県への要望について
    - 県においてマリカルチャーセンター（建物）の売却又は貸付を行わないと判断した場合は、速やかに建物等を解体し、佐伯市に土地を明け渡すこと。

**【参考】**

再開費用：10年間で約30億円、20年間で約40億円  
 解体費用：2～3年間で約10億円

## 3 条例廃止議案の提出

- 上記2を踏まえた検討結果
  - 〈令和3年第3回定例会〉
  - 「大分県マリカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例」の廃止議案提出

## 県立学校で使用する教育用3Dプリンター等の取得について

大分県県有財産条例第2条(地方自治法第96条第1項第8号)の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得は、予定価格7千万円以上の動産の買入れとされているため、今回3Dプリンター及び3Dスキャナー式の取得にあたり、本議会に提出するもの。

### 1 事業名

産業教育設備緊急整備事業

### 2 物品取得の目的及び活用方法

【目的】 デジタルトランスフォーメーション等に対応した地域の産業界を牽引する職業人材を育成するため、県立学校10校で使用する3Dプリンター及び3Dスキャナを調達する。

【活用】 3D CADで作成した図面データを使用して、3Dプリンターで実物を作成するという「ものづくりのプロセス」を体験することで、より高い専門性を持った人材育成に繋げる。

### 3 物品取得の概要

3Dプリンター及び3Dスキャナー式

#### 【設置校】

国東、日出総合、大分工業、鶴崎工業、情報科学、津久見、佐伯豊南、日田林工、中津東、宇佐産業科学（計10校）

### 4 契約の方法

一般競争入札(WTO対象物品調達)

### 5 取得金額

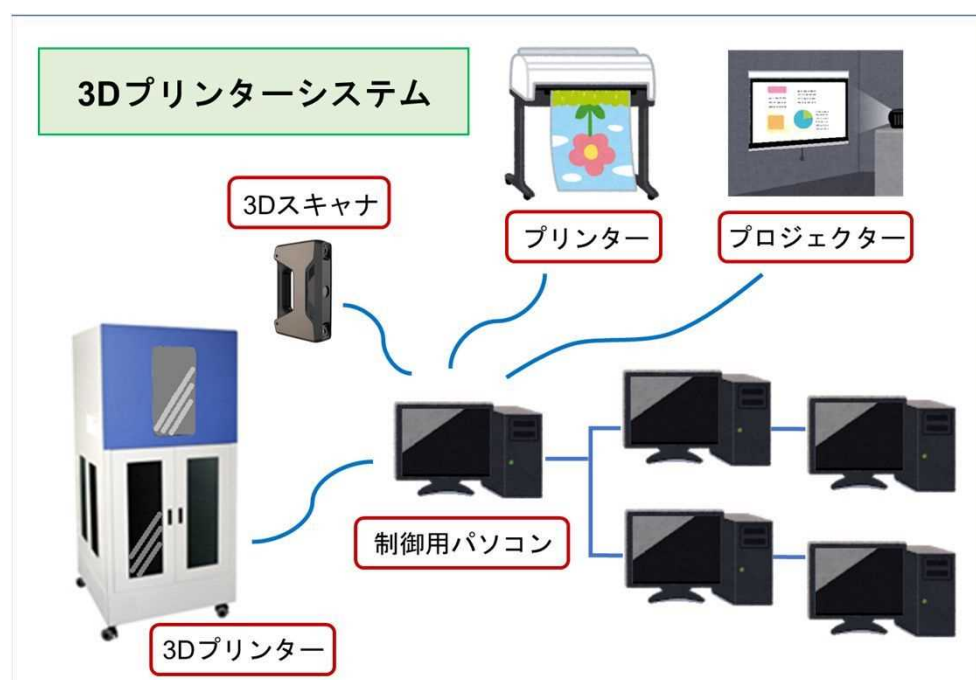
130,218,000円(税込)

### 6 納期

令和4年3月31日

### 7 契約の相手方

大分市大字宮崎416番地  
株式会社エムツーアイ



代表取締役 村井 英明

## 令和2年度大分県歳入歳出決算書（教育委員会関係分抜粋）

○第3款『福祉生活費』、第10款『教育費』及び第11款『災害復旧費』（教育委員会関係分抜粋）

(単位：円、%)

年度	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和2	116,042,701,537	112,139,661,210	2,974,696,000	928,344,327	99.2%
令和元	115,284,209,122	113,054,834,139	1,472,428,000	756,946,983	99.3%
増減	758,492,415	△ 915,172,929	1,502,268,000	171,397,344	△0.1
対前年度比	100.7%	99.2%	202.0%	122.6%	—

**1. 決算額の主な増減理由**

- ・県立スポーツ施設建設事業費【体育保健課】 △1,597,339千円(武道スポーツセンターの完成に伴う減)
- ・給与費【教育人事課】 △1,608,266千円(教職員数の減少等に伴う減)  
(主な内訳) 小学校費 △668,749千円  
中学校費 △861,520千円  
事務局費 △145,543千円 など
- ・県立学校ICT活用授業推進事業費【教育財務課】 1,513,887千円(新型コロナウイルス対策)
- ・県立学校等学習環境緊急整備事業費【教育財務課】 670,894千円(新型コロナウイルス対策)

**2. 繰越額の主な増減理由**

- ・産業教育設備緊急整備事業費【教育財務課】 1,157,202千円(国補正受け入れ等による増)
- ・県立学校等学習環境緊急整備事業費【教育財務課】 566,862千円(国補正受け入れ等による増)

**3. 不用額の主な理由**

- ・県立学校施設整備事業費【教育財務課】 203,647千円(工事請負費等が見込みを下回ったことによる)
- ・給与費【教育人事課】 166,908千円(給料、共済費等が見込みを下回ったことによる)  
高等学校総務費 50,785千円  
中学校費 43,456千円  
小学校費 40,249千円 など
- ・県立学校等学習環境緊急整備事業費【教育財務課】 125,740千円(工事請負費等が見込みを下回ったことによる)
- ・県立高等学校等通学時感染防止対策事業費【教育財務課】 51,562千円(臨時スクールバスの運行実績による)